

# 「報告書」を読んで 考えたこと

山 崎 國 治

## 1 はじめに

「報告書」とは、今年の3月18日に始まり、7月22日まで11回の検討会を経て公表された「障害児支援の見直しに関する検討会・報告書」のことです。

本稿は、報告書の【ポイント】を紹介し、特に、重症心身障害児に関する論点を整理して【考察】に及びます。報告書全体をご理解いただくためにも、ぜひ全文をお読みくださることをお勧めいたします。

## 2 全体の構成

報告書の項目は、①見直しの背景②見直しの基本的な視点(4項目)③今後の障害児支援の在り方(8項目)④おわりに——の四部構成となっています。

## 3 障害の早期発見・早期対応

【ポイント】①関係者が確実に連携する体制を地域で作っていく。

②関係者が別々に関わるのではなく、連続性を持って重層的に対応していくことにより、早期の支援につなげていく。

【考 察】①・②ともに以前から指摘されてきたことです。また、この検討会にも多くの委員から貴重な資料が提出されています。その中には、自治体や福祉団体の優れた実践例も紹介されています。

## 4 就学前の支援策

### ●障害児通園施設と児童サービスの機能の充実

【ポイント】①通園施設

知的障害児通園施設・難聴児通園施設・肢体不自由児通園施設

②通所施設

## 児童ディサービス

③上記①②の施設は、障害児の専門機関としての機能の拡充のほかに、訪問支援、相談支援機能の充実の検討が必要 ④障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れる通所施設の一元化の方向で検討が必要。また、診療所との関係を整理してその在り方を検討することが必要。

⑤重症心身障害児(者)通園事業は、在宅支援の充実と法令上の位置付けも含め検討が必要。

**【考察】**①障害児通園施設と児童ディサービスについては、障害区別をなくして、一元

化する方向が示されましたが、そこから先の具体策は示されず、「検討」として先送りされました。具体策は行政施策に待つということでしょうか？

②重症心身障害児(者)通園事業は、①の検討と合わせた新しい方向が示されていません。現在の要綱行政(予算対応事業)を法令上の事業とすることも今後の検討とされました。

③現在のA型・B型の在り方を含め①の通園施設との調整、特に、肢体不自由児通園施設との関係をどのように考えていくのかが、今回の報告書には明示されていません。

④全国の障害保健福祉主管課長会議においても、重症心身障害児(者)通園事業は、①の通園施設と合わせて検討するとしていただけに残念です。

⑤重症心身障害児(者)通園事業は、在宅支援の中心的な役割を担っているだけに、早急に「検討」が急がれる分野の一つです。

## 5 入所施設の在り方

### ●障害児の入所施設の役割

**【ポイント】**①障害児入所施設が必要な理由を5項目列挙。

②上記①のほかに、専門的地域支援の役割と専門的家庭支援の役割を指摘。

【考察】①の場合は、入所形態として、「措置」と「契約」に分かれます。

「措置要件」については、厚生労働省がその「考え方」を示していますが、各地の児童相談所の取り扱いにばらつきがあり、現在実施中の全国調査の結果を待って検討するとしています。

※「措置要件」については、拙稿の「児童福祉法第27条第1項第3号の「措置要件」の解説」を参照してください。

### ●入所施設の機能・類型

【ポイント】①障害者自立支援法は、障害者施設について、「日中活動の場」と「住まいの場」として昼夜の活動を分けている。また、施設も機能別に構成されている。

②支援の場面では、昼夜を分ける。制度面では、ケアと家族代替の機能は一体のサービスであり、機能の分離は困難。

③結論としては、支援場面では昼夜を分離し、制度面では、生活の現況を踏まえた対応が必要。

【考察】入所施設の機能は、一日の計画から始まり、週間・年間計画と連続していますから、「昼夜」に分ける意味はなく、夜になれば、「睡眠時間」となります。

### ●障害種別による類型

【ポイント】①障害者自立支援法の障害者施設は、三障害の共通化がはかられている。

学校教育では複数の障害種別を対象に特別支援学校制度が創設された。

②障害児施設についても、基本的な方向としては、一元化を図っていく事が適当。医療機関としての障害児施設もあるので、医療型施設と福祉型施設とに分ける考えが適当。

③他の障害も受け入れるとしても、主に対象とする障害の種別を示せるよう

にして、それぞれの施設の専門性の維持を可能とする配慮が必要。

④重症心身障害などの障害種別の法令上の位置づけについて検討し、具体的な制度設計について検討を進めていくべきである。

【考察】ポイント②の趣旨から考えますと、障害児施設を医療型と福祉型とに分けて、それぞれを一元化する方向と理解しましたが、そこから先がよくわかりません。特に、④の重症心身障害に関して述べている項目は、重症心身障害児施設をどのような方向に導こうとしているのかが不明です。今後の「具体的な制度設計」をだれが、いつから始めるのかがわかりません。

## ●在園期間の延長

### ◎肢体不自由児施設・知的障害児施設

【ポイント】①制度的には、18歳以上の障害者については、障害者施策として対応していく。機能的には、子どもからおとなにわたる支援の継続を確保する。と、このような意見が出たと記述。

②「障害児施設」と「障害者施設」の併設可能とする。

③児と者の施設では、設備基準が異なるので、経過措置を設ける。

④児の施設から者の施設への移行によって、施設を退所させられないようにする。

⑤障害者福祉計画において、他の障害者施設とは別枠での配慮が必要。

※「障害者福祉計画」とは、障害者自立支援法第88条・89条の「障害福祉計画」のことか、それとも障害者基本法第9条の「障害者計画」を指すのかが不明です。

### ◎重症心身障害児施設

⑥重症心身障害児施設についても②から④の配慮に加え、児者一貫の支援

の必要性を踏まえる。

⑦重症心身障害者には、医療面、福祉面での支援の継続性を確保し、小児神経科医や保育士らの継続した関わりを維持する。

⑧療養介護の基準等について、重症心身障害児の特性に配慮した受け入れ可能となるよう検討する。

※障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく「人員、設備及び運営に関する基準」省令第171号・178号参照のこと。

⑨「障害児施設」と「障害者施設」とを併設した場合、設備の共用など一体的な支援のための柔軟な運用を可能とするよう検討する。

**【考察】**①重症心身障害者については、平成18年10月1日から障害者自立支援法第5条第5項の規定によって、「療養介護」の対象者とされています。

児童福祉法では、第31条第3項、第63条の3第1項・第2項(措置の場合)第63条の3の2第1項(契約による入所期間の延長)、第63条の3の2第2項(契約による新規入所)の規定によって期間の延長等を認めています。この場合の期間とは、「当分の間」としています。

②18歳以上の重症心身障害者は、現在の重症心身障害児施設から障害者自立支援法の「療養介護」へ移行することになっています。①の「当分の間」とは、移行するまでの経過期間と理解できます。移行期限は、平成24年3月です。

③重症児施設と重症者施設とを併設することは、考え方の一つとして、現在

の障害者自立支援法の「療養介護」に重症児施設を併設する方向が考えられます。そうしますと、現行法の対象者に「児童」を含むことになり、障害者自立支援法の改正が必要となります。

④報告書の①から⑨を読みますと、【考察】の③に至ります。

検討会の報告書では、ここまで具体的には述べていませんが、施設が「病院」を必須要件としていますので、障害者自立支援法の「療養介護」に併設する方向が考えられます。多分、来年の通常国会に改正法案が提出されますので、その動向に注視が必要です。

## 6 行政の実施主体

【ポイント】①障害児支援の実施主体は、市町村を基本とする。

②通所は実施主体を市町村としていく方向で検討していく。

③入所は、実施主体を市町村とし、国、都道府県が重層的に支援する仕組みとする案。しかし、この案では、障害児施設と児童養護施設等への実施主体が異なるという課題が残る。また、措置も市町村で判断することが適切かどうかという課題がある。(第一案)

④現行どおり、入所措置は都道府県とし、入所契約については、市町村を実施主体とする案。この場合は、措置と契約とで実施主体が異なることの課題がある。(第二案)

⑤当面は現行どおり都道府県を実施主体とし、市町村の関与を現行よりも強めていく第三案が考えられる。この場合、将来的には実施主体を市町村とすることへの検討を行う。(第三案)

⑥結論としては、都道府県や市町村などとの現場の意見も踏まえて、更に検討していくことが必要。

【考 察】 三案を提示しましたが、結論を絞ることができず、先送りとなっています。

厚生労働省が独自の考え方を改正法案の中で示すのかどうか、ここも今後の動向に注視が必要です。

## 7 措置と契約

【ポイント】①知的障害児の入所は、「措置」とするよう意見があった。

②原則は「契約」として、利用者とサービス提供者とが対等な関係に立つべきであり、障害種別により措置を採用するのは不適當という意見。

③現行の枠組みを基本とすべきというのが、多数意見。

【考察】措置制度から契約制度への移行は、障害者施策の進展と考えるので、原則は契約、例外として措置を留保しておく方向が妥当と考える。

報告書では、この件についても更に検討していくことが必要としています。

## 8 法律上の位置づけ

【ポイント】障害児への支援は、施設や事業の根拠法として、「児童福祉法」とすることが基本。

【考察】現在の児童福祉行政は、児童家庭局と社会・援護局とに分かれています。

児童養護施設と障害児施設との対応は、担当局が異なるという現実があります。ここの一元化も必要と考える。

## 8 おわりに

「検討会報告書」の一部分を【ポイント】として紹介し、【考察】を試みました。報告書には、多くの検討事項が今後の宿題として残されています。

報告書本文の「おわりに」でも述べていますように「厚生労働省は、関係部局と連携し、具体的な仕組みについて検討し、必要な制度改正を行うべきである」と法改正を視野に入れていきます。

一方、平成20年4月23日に再開されました社会保障審議会障害者部会でも関係法令の改正を視野に入れた議論が進んでいて、こちらも目が離せません。

検討会の委員として参加された北浦会長と末光先生のご尽力に感謝して、本稿の結びといたします。

(平成20年7月25日 記)